

神戸市中小企業投資促進等助成金交付要綱

平成26年4月1日
産業振興局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、市内中小企業の操業基盤の強化を図るべく、技術力や生産性の向上、受注拡大、研究開発機能の強化などに向けた設備投資等を行う事業者に対し、予算の範囲内で助成金を交付するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該助成金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、中小企業とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

(1) 次のいずれかに該当する中小企業者（みなし大企業）

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託事業を行う者

(3) 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年3月条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員

(4) 兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条に規定する暴力団等と密接な関係を有する者

(5) 神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）に定める市税に滞納又は未申告がある者

(6) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者

(7) その他、本市が助成金を交付するにあたり、社会的な信頼性又は公平性を損なうおそれがあると市長が認める者

2 中小製造業とは、前項に規定する中小企業のうち、日本標準産業分類に定める製造業に属する事業を営む者とする。

3 工場とは、物品の製造又は研究開発の過程において必要となる機械又は装置が設置される施設（以下「生産施設」という。）及びこれに附帯する施設（以下「関連施設」という。）をいう。

4 研究開発拠点とは、先端的な技術を用いた製品開発に資する研究を行う機械又は装置が設置される施設（以下「研究施設」という。）及び関連施設をいう。

5 主たる事業所とは、本社、支店、営業所、店舗、工場、研究開発拠点のことをいう。

6 小規模企業者とは、第1項に規定する中小企業のうち、常時使用する従業員が20人以下の事業者をいう。

(対象者)

第3条 本助成金の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、神戸市内の主たる事業所において第7条に規定する交付申請書の提出を行う日の1年以上前から引き続き事業を営み、かつ、納期限が到来している神戸市の市税に滞納及び未申告がない中小企業、又はそれらの事業者で構成される団体（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第158号）第3条に基づく法人等その他法人格を有する団体。以下「団体」という。）とする。ただし、第4条第1項第2号については、上記のうち中小製造業のみを対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、サプライチェーン強靱化のための海外生産拠点の神戸市内への移転に必要な設備・建物を取得する場合（以下「海外生産拠点の市内移転」という。）は、神戸市内に主たる事業所を有しない中小製造業、又はそれらの事業者で構成される団体も助成対象者とする。

(対象事業)

第4条 本助成金の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 設備投資（市内の主たる事業所において、自ら所有する設備（別表第1に掲げるもの）のうち、償却資産として申告されるものを取得する場合。ただし、別表第3に掲げる地域（既存設備の更新であって、更新前に比べて振動、騒音等が改善すると認められる場合はこの限りでない）において行うものに限る）
- (2) 新增設（中小製造業者が市内の主たる事業所において、自ら所有する工場又は研究開発拠点を新築又は購入により新たに設置（延床面積が増加する場合及び建替える場合を含む。）し、操業を開始する場合（別表第2に掲げるもののうち、償却資産として申告されるものを取得する場合も含む）。ただし、別表第5に掲げる施設整備（以下「女性雇用促進施設」又は「外国人雇用にかかる施設」という）の場合は別表第3に掲げる地域、その他の場合は別表第4に掲げる地域において行うものに限る。）
- (3) 専門分野における国際的品質マネジメントシステム規格の認証取得。
- (4) ロボットシステムインテグレータ（以下「SIer」という。）等を活用した、生産現場へのロボット導入に向けたシミュレーション。
- (5) SIer育成のために必要な設備（市内の主たる事業所において、自ら所有する設備（別表第6に掲げるもの）のうち、償却資産として申告されるもの）の取得。ただし、設備の設置は別表第3に掲げる地域において行うものに限る。

2 前項第1号および第2号の事業については10,000,000円以上のものを助成の対象とする。ただし、生産性を向上させるために必要なIoT、AI、ロボットの導入（以下「IoT・AI・ロボット」という。）の場合、又は小規模企業者が行う事業（「海外生産拠点の市内移転」を除く）の場合は1,000,000円以上、女性雇用促進施設及び外国人雇用にかかる施設の導入の場合は500,000円以上のものを助成の対象とする。

(対象経費)

第5条 前条各号の事業において助成の対象となる経費は、公租公課、賃借料（リース取引等を含む。）及び消費税を除き、次の各号に定めるものとする。

- (1) 前条第1項第1号の事業にかかる設備の取得及び設置に要する経費。
 - (2) 前条第1項第2号の事業にかかる建物の取得（これに伴う改造及び解体を含む。）に要する経費及びこれに付随する設計監理費。ただし、土地の測量、造成、取得等にかかる経費は対象外とし、また新たに設置した工場又は研究開発拠点の延床面積のうち生産施設又は研究施設の面積が関連施設の面積を下回る場合には、生産施設又は研究施設の面積に2を乗じた面積を限度とし、当該延床面積に占める割合を乗じて得た額を助成の対象とする。
 - (3) 前条第1項第3号の事業にかかる経費（申請料・審査料・認証料、コンサルティング費、通訳・翻訳費、研修受講費、図書購入費等）のうち、第8条第1項の規定に基づく助成金の交付決定の日（以下「交付決定日」という。）以降に発生したもの。
 - (4) 前条第1項第4号の事業にかかる経費（コンサルティング費、ソフトウェア購入費、図書購入費等）のうち、交付決定日以降に発生したもの。
 - (5) 前条第1項第5号の事業にかかる設備の取得及び設置に要する経費のうち、交付決定日以降に発生したもの。
 - (6) その他市長が特に必要と認める経費。
- 2 前項第1号、第2号、第5号に掲げる経費については、原則として市内事業者に発注した設備及び建物（以下「設備等」という。）の取得及び設置にかかるものを助成の対象とする。

(助成金の額等)

第6条 市長は、助成対象者に対し、次の各号に定める金額を助成することができる。

- (1) 第4条第1項第1号及び第2号の事業にかかる助成対象経費の10%以内。ただし、海外生産拠点の市内移転に必要な設備等、コロナ禍において市民の生命を守る上で重要な製品・部品の生産に必要な設備（以下「健康・医療物資製造設備」という。）については助成対象経費の2分の1以内。また、航空・宇宙、医療・健康・福祉、農業・食糧、環境・エネルギーの各分野での事業展開に必要な設備等（以下「戦略産業設備等」という。）、I o T・A I・ロボット、女性雇用促進施設及び外国人雇用にかかる施設については助成対象経費の3分の1以内。
 - (2) 第4条第1項第3号の事業にかかる助成対象経費の3分の1以内。
 - (3) 第4条第1項第4号の事業にかかる助成対象経費の3分の1以内。
 - (4) 第4条第1項第5号の事業にかかる助成対象経費の3分の1以内。
- 2 前項第1号により算定した金額が5,000,000円を超える場合は、5,000,000円を限度とする。ただし、海外生産拠点の市内移転に必要な設備等、健康・医療物資製造設備及び戦略産業設備等の取得について、前項第1号により算定した金額が30,000,000円を超える場合は、30,000,000円を限度とする。また、I o T・A I・ロボット、女性雇用促進施設及び外国人雇用にかかる施設の導入について、前項第1号により算定した金額が10,000,000円を超える場合は、10,000,000円を限度とする。

- 3 第1項第2号により算定した金額が1,000,000円を超える場合は、1,000,000円を限度とする。
- 4 第1項第3号により算定した金額が500,000円を超える場合は、500,000円を限度とする。
- 5 第1項第4号により算定した金額が5,000,000円を超える場合は、5,000,000円を限度とする。
- 6 前5項の規定にかかわらず、次条第2項の規定に基づき本助成金の交付申請を同一年度内に複数回行う者に対する助成金額の合計は、以下の金額を限度とする。
 - (1) 海外生産拠点の市内移転に必要な設備等、健康・医療物資製造設備及び戦略産業設備等にかかる助成金額の合計 30,000,000円
 - (2) (1)以外の助成金額の合計 10,000,000円
- 7 前6項の規定により得た金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 8 市長は、前7項の規定により算定した金額の合計が当該年度の本助成金の予算を超過する場合は、前7項の規定にかかわらず助成金の額を減額して交付又は交付しないことができる。

(交付申請)

第7条 本助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金規則第5条第1項に基づき助成金の交付を申請するときは、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書（様式第1号）
 - (2) 事業概要書（様式第2号）
 - (3) 助成対象経費明細書（様式第3号）
 - (4) 会社概要書（様式第4号）又は団体の概要が分かる資料
 - (5) 神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書（様式第5号、ただし団体が申請する場合を除く。）
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 同一の者が、同一年度内に第4条第1項各号の事業を複数回にわたって行う場合は、第1項に基づく交付申請を複数回行うことができる。
- 3 本助成金においては、第1項の規定にかかわらず、申請者は、電磁的記録により申請書類の提出を行うことができるものとする。第10条第1項に規定する事業の変更・中止の届出、第12条第1項に規定する事業完了報告、同第2項に規定する実施状況報告、第17条第1項に規定する成果報告、同第2項に規定する事業実施状況報告及び第18条第2項に規定する財産処分等の承認の申請についても同様とする。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、助成金交付のための資格要件、助成対象事業及び経費、助成金の上限額、市内の主たる事業所の現況等に関して審査を行い、適当と認めるときは、補助金規則第6条に基づき助成金の交付決定を行い、交付決定通知書（様式第6号）により申請者に対し速やかに通知するものとする。

- 2 前項の審査の結果、不適当と認めるときは、補助金規則第6条第3項に基づき、助成金を交付しない旨の決定を不交付決定通知書（様式第7号）により申請者に対し速やかに通知するものとする。

する。

- 3 前2項に規定する申請者への通知については、電磁的記録により行うことができるものとする。第13条第1項に規定する助成金の確定通知についても同様とする。

(事業の実施)

- 第9条 前条第1項の通知を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、第4条第1項第1号及び第2号の事業の実施に当たっては、交付決定日以降にその契約の締結及び着工を開始し、さらに、交付決定日（次条第1項の規定に基づいて事業の変更を行う場合は、変更前の交付決定日）の属する市の会計年度の翌年度の2月末日までに完了しなければならない。
- 2 助成事業者は、第4条第1項第3号及び第5号の事業の実施に当たっては、交付決定日（次条第1項の規定に基づいて事業の変更を行う場合は、変更前の交付決定日）の属する市の会計年度の翌年度の2月末日までに完了しなければならない。
- 3 助成事業者は、第4条第1項第4号の事業の実施に当たっては、交付決定日（次条第1項の規定に基づいて事業の変更を行う場合は、変更前の交付決定日）より1年以内に完了しなければならない。
- 4 市長は、助成対象事業の開始及び完了の確認のため、取得した設備等の現地確認を行うとともに、助成事業者に対し適宜、助成対象事業の進捗等に関する報告又は必要な書類の提出を求めることができる。

(事業の変更・中止)

- 第10条 助成事業者は、助成対象事業を変更しようとするとき（原則として、変更による助成対象経費の増減額が変更前の金額の20%を超えない場合を除く。）は、事業変更（中止）届出書（様式第8号）を作成し、変更後の交付申請書類一式を速やかに市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の事業変更（中止）届出書の提出があったときは、変更後の申請内容に基づき審査を行い、再度交付決定するものとする。この場合、変更前の交付決定は効力を失う。なお、助成事業者が変更前の交付決定に基づき、変更後の交付決定日以前に既に実施した事業にかかる経費については、第5条第1項第3号、第4号及び第5号並びに前条第1項の規定にかかわらず、助成の対象とする。
- 3 前2項に該当する場合で、助成対象となる事業費の金額が変更となるときは、変更前の助成対象となる事業費の金額を上限とし、変更に応じた減額のみを行い、増額は行わないものとする。
- 4 助成事業者が、助成対象事業を中止しようとするときは、事業変更（中止）届出書（様式第8号）を作成し、速やかに市長に提出しなければならない。なお、当該届出により交付決定は効力を失う。

(交付決定の取り消し)

- 第11条 市長は、助成事業者が補助金規則第19条第1項各号の一に該当するときのほか、本要綱の規定に従って事業を行っていないと認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(事業完了報告等)

第12条 助成事業者は、補助金規則第15条に基づき、助成対象事業の完了後、次の各号に定める書類を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業完了報告書(様式第9号)
- (2) 助成対象経費明細書(様式第3号)
- (3) 振込先口座の変更を希望する場合は、振込先口座変更届(様式第10号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 助成事業者は、補助金規則第15条に基づき、助成金の交付の決定に係る市の会計年度の終了後、助成対象経費明細書(様式第3号)により当該時点での事業の実施状況を速やかに市長に報告しなければならない。

(助成金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による事業完了報告書が提出されたときは、助成対象事業の完了内容を審査し、適当と認めるときは、補助金規則第16条に基づき助成金の額を確定するとともに、助成金確定通知書(様式第11号)により、助成事業者に対し速やかに通知するものとする。

2 市長は、助成事業者に対し前項の審査に必要な報告を求めることができる。

(助成金の支払い)

第14条 市長は、前条第1項の規定による交付額の確定通知を行った後、補助対象者に対して速やかに助成金を支払うものとする。

(帳簿等の保存期間)

第15条 前条の助成金の交付を受けた助成事業者は、当該助成事業に係る帳簿及び書類を助成金の交付を受けた日の属する市の会計年度の末日から5年間保存しなければならない。

(助成金の返還)

第16条 市長は、第11条に基づき助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、補助金規則第20条第1項に基づき、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(成果等の報告)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、当該助成対象事業の成果について助成事業者に対し適宜、報告を求めることができるものとする。

2 第4条第1項第5号の事業を行った助成事業者は、第12条第1項の事業完了報告を行った日の属する市の会計年度の翌年度より3年度の間、毎年3月末日までに事業継続状況報告書(様式第12号)により、市長に報告しなければならない。

(財産処分の制限)

第18条 助成事業者は、この要綱の助成金の交付を受けて取得した設備等について、補助金規則第24条に基づく市長の承認が無ければ、次の各号に掲げる行為（以下「財産処分」という。）をしてはならない。ただし、助成金の交付を受けた日の属する市の会計年度の末日から5年（以下「財産処分制限期間」という。）を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 当該設備等を助成金の目的以外に使用し、譲渡し、又はこれらを交換もしくは貸付の対象とする行為
 - (2) 当該設備等を助成金の交付決定を受けた主たる事業所とは別の所在地にある事業所等に移転又は移設する行為
- 2 助成事業者は、前項に掲げる承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。市長は、この申請に対し、財産処分等承認通知書（様式第14号）もしくは財産処分等不承認通知書（様式第15号）により、助成事業者へ結果を通知することとし、必要に応じて条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項に掲げる承認をしようとする場合において、交付した助成金のうち財産処分の時から財産処分制限期間に相当する分を原則として返還させるとともに、当該処分により利益が生じたときは、交付した助成金額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることができる。
- 4 助成事業者は、当該設備等に係る台帳を備え、財産処分制限期間の間これを保存しておかなければならない。

(施行細則の委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、経済観光局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第4条第1項第1号）

対象設備	種類	内容（いずれも事業用資産に限る）
	機械及び装置	製造加工機械（旋盤、溶接機、マシニングセンター等）、クレーン、その他各種産業用機械及び装置（産業用ロボット等）、生産・加工等の工程上必要な工具・器具・備品（情報通信機器、ソフトウェア等）など（大型特殊自動車等の車両・運搬具、船舶、航空機は除く）
	建物附属設備	生産・加工等の工程上必要な建物附属設備（動力用電気設備、給水排水設備、ガス設備、空調設備、ボイラー設備、電気通信設備等）など

別表第2（第4条第1項第2号）

対象設備	種類	内容（いずれも事業用資産に限る）
	構築物	建物の新增設に伴い敷地に設置される門、塀、広告塔、緑化施設、舗装、屋外配管、その他土地に定着した土木設備など
	建物附帯設備	建物の新增設に伴う内装・内部造作等の建物附帯設備

別表第3（第4条第1項第1号及び第2号、第5号）

対象地域	次に掲げる地域
	(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定による市内の工業専用地域、工業地域、準工業地域
	(2) ポートアイランド第2期において、用途地域が「商業地域」に該当する地域 中央区港島南町1丁目・2丁目・6丁目
	(3) 神戸ハイテクイースト工業団地 西区櫛谷町寺谷字櫛谷1242番地の118
	(4) 上記(1)～(3)に掲げる地域のほか、本市の工業振興施策上特別の必要がある地域として市長が定める地域

別表第4（第4条第1項第2号）

対象地域	<p>次に掲げる地域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定による工業専用地域、工業地域、準工業地域であるもの（(2)は商業地域を含む。住居表示等により町名等が変更される場合は、当該変更後の町名）</p> <p>(1) 六甲アイランドの一部 東灘区向洋町西2丁目・4丁目・5丁目・6丁目の一部、向洋町東2丁目</p> <p>(2) ポートアイランド第2期の製造工場用地、業務施設用地、研究・文化施設用地 中央区港島南町1丁目～7丁目</p> <p>(3) 神戸空港島の一部 神戸空港1番の一部・2番・3番・4番・7番・8番・9番・10番・11番・12番</p> <p>(4) インナー第1工業団地 兵庫区御所通1丁目3番の一部</p> <p>(5) 高松インナー工業団地 兵庫区高松町2番の一部</p> <p>(6) 兵庫工業団地 兵庫区吉田町3丁目7番の一部</p> <p>(7) 神戸リサーチパーク 北区赤松台、鹿の子台、上津台の一部</p> <p>(8) 長田港西インナー工業団地 長田区駒ヶ林南町4番の一部</p> <p>(9) 伊川谷第1団地（神戸鉄工団地） 西区伊川谷町潤和下近角・合木・平松・六反田・走り上・一の坪・柿田・古川・上古川・東河原・馬前・西川・西ノ口、白水2丁目の一部</p> <p>(10) 神戸サイエンスパーク（西神住宅第2団地特定業務施設用地） 西区井吹台東町4丁目の一部・7丁目</p> <p>(11) 西神工業団地 西区高塚台</p> <p>(12) 神戸テクノ・ロジスティックパーク（神戸複合産業団地）の製造工業用地、複合機能用地 西区見津が丘1丁目・2丁目・5丁目の一部・6丁目・7丁目の一部</p> <p>(13) 神戸ハイテクパーク（西神第2工業団地） 西区室谷</p> <p>(14) 阪神鉄工団地 西区森友2丁目の一部</p>
------	--

別表第5（第4条第1項第2号）

対象設備	種類	内容（いずれも事業用資産に限る）
	中小製造業における女性の雇用促進のための施設	更衣室、トイレ、洗面所、シャワールーム、休憩室、託児スペース、授乳室等の新設又は増設
	中小製造業における外国人の雇用にかかる施設	日本人従業者との交流スペース、休憩スペース、文化・習慣、使用言語等に配慮した働きやすい職場づくりに必要な設備等の新設又は増設

別表第6（第4条第1項第5号）

対象設備	種類	内容（いずれも事業用資産に限る）
	機械及び装置	ロボット本体、ロボットに取り付ける機器・周辺装置、ロボット制御のために必要なソフトウェアなど